

# 千葉開府900年機運醸成動画制作業務委託仕様書

## 1 委託名

千葉開府900年機運醸成動画制作業務委託

## 2 委託目的

本市の都市としての歩みは、1126年6月1日に、千葉常重が現在の中央区亥鼻付近に本拠を構えてから始まった。2026年は千葉開府900年にあたる節目の年である。

千葉開府900年が、市民等が千葉氏に始まるまちの歩みを振り返り、100年先の未来に向けたまちづくり・ひとづくり・文化づくりについて考え行動する契機となるよう、その端緒となる機運醸成を図るため、本業務を実施する。

## 3 適用範囲

本仕様書は、千葉市（以下、「発注者」という。）が実施する「千葉開府900年機運醸成動画制作業務委託（以下、「業務」という。）」に関し、必要な事項を定める。

## 4 業務の理念

本業務の受注者は、業務を実施するにあたり、発注者の目的を十分理解し、適切な人員を配置して、最高技術を発揮するよう努力するとともに、正確かつ丁寧に行わなければならない。

## 5 委託期間 契約締結日～令和5年7月31日（月）

## 6 業務内容

千葉開府900年に向けた機運醸成のためのPR動画を制作するとともに、その動画を収めたDVDを作成する。

制作内容は下記の各要件を踏まえることとし、企画提案内容を基に発注者と協議を行ったうえで決定する。

### （1）企画・構成

① 動画の基本構成は下記のとおりとする。

ア 30秒程度 サイズ：1920p×1080p（横型） 形式：H.264/MPEG-4 AVC

イ 15秒（ダイジェスト版） サイズ：1920p×1080p（横型） 形式：H.264/MPEG-4 AVC

ウ 15秒（ダイジェスト版・縦型デジタルサイネージ用）

サイズ：720p×1280p（縦型）、形式：WMV9、CBR（固定ビットレート）、

エンコーディングレート4.5~5.0Mbps、フレームレート29.97fps、音声Pid無し

※動画の頭を反時計回りに90°回転させたデータで納品

※（イ）・（ウ）は、（ア）の主要部分を短く編集したもので可

（重要な情報の欠落がないよう配慮すること）

※それぞれの時間・内容については、発注者と調整のうえ、最終的に決定する。

② 動画の内容については、以下を踏まえること。

ア 内容

（ア）2026年が千葉開府900年であることを周知できる、インパクトのある動画を作成すること。

（イ）千葉開府900年への高揚感をあおるような演出を適宜入れること。

（ウ）市内の大型イベント、SNS等で放映することを想定し、若い世代を中心に効果的に周知できる内容とすること。

（エ）千葉氏から始まり現在にも繋がるまちのあゆみを感じられ、かつ、未来への期待感を抱かせる内容とすること。

#### イ 留意点

- ・本市が保有する資料や映像素材も使用できるものとする。
- ・音声流れない場面での放映を想定し、適宜、字幕を挿入すること
- ・BGMを付けること。なお、インターネット等で公開を予定していることから、受注者の負担で使用許諾を得ること。
- ・動画は少なくとも令和8年3月31日まで公開するものとし、公開期間について出演者等の許諾を得ること。

#### ウ 用途

市ホームページ・SNSへの掲載や各区役所等に設置の市政情報モニターでの放映、各種イベントでの放映などを予定

#### (2) 編集

完成までに本市による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設ける。

#### (3) その他

- ・文字を表示する場合、言語は日本語を基本とし、フォントについても相応しいフォントとする。
- ・広報における自由提案も可とする。

### 8 成果品

受注者は、次の成果品を提出すること。

#### ・DVD

前記6業務内容(1)企画・構成に記載の①ア～ウ 各2枚

(家庭用DVDプレーヤーで再生できる形式。リピート再生される仕様にする。)

#### ・動画データ

前記6業務内容(1)企画・構成に記載の①ア～ウ DVD-R 1枚

### 9 成果品の納入期限

令和5年7月31日(月)

### 10 その他運営上の要件

契約後の業務においては、発注者と協議を重ねながらスケジュールを作成し、そのスケジュールに沿って実施すること。

### 11 納入場所

千葉県都市アイデンティティ推進課  
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1

### 12 権利関係

#### (1) 本業務における成果物の取扱い

ア 本業務の履行に係る成果物の所有権は全て発注者に帰属する。

イ 成果品が著作権法(昭和45年法律第48条)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物にかかる受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利)を当該著作物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

ウ 受託者は、市の同意を得なければ、著作権法第18条から第20条までに規定する権利(著作権人格権)を行使しない。

#### (2) 著作権・知的財産権の使用

ア 本業務を履行するに際し、発注者が提供する写真は除き、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

イ アにかかわらず、発注者がその方法を指定した場合は、その限りでない。

### 13 その他

- (1) 受注者は、作業スケジュール、作業内容及び作業従事者を明らかにすること。また、業務の進捗状況については、本市担当者に適宜報告すること。
- (2) 業務の遂行に起因し、第三者に損害を与え、第三者から苦情があった場合には、受注者において損害賠償、または苦情処理の措置を講じること。
- (3) 本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議のうえ、その指示に従い業務を進めるとともに、発注者は業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする。
- (4) 成果品の内容が不適切と認められる場合、再提出を求める。
- (5) コンプライアンス（法令順守）、プライバシー（個人情報）保護、情報セキュリティへの取組みを徹底すること。また、本業務の遂行上知り得た秘密（個人情報を含む。）を他に漏らしてはならない。
- (6) その他、本仕様書に記載されていない事項又は不測の事態への対応については、発注者と協議のうえ、決定すること。